資 料 編

資 料 編

1 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定経過

開催年月日		内 容		
		平成 29 年度第1回石巻市介護保険運営審議会		
		(1)報告事項		
平成 29 年	6月8日	 ①石巻市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画策定に係る調査について		
		②介護保険制度の改正について		
		(2)諮問第1号		
		平成 29 年度第 2 回石巻市介護保険運営審議会		
		(1)報告事項		
		(17 ***ロック		
平成 29 年		・介護サービス提供事業者調査報告書		
		・在宅介護実態調査の集計結果		
		(2)審議事項		
		①人口推計と介護保険事業の状況について		
		②日常生活圏域の設定について		
	10月25日	平成 29 年度第 3 回石巻市介護保険運営審議会		
		(1)報告事項		
亚什 20 左		①平成 28 年度決算について		
平成 29 年		(2)審議事項		
		①介護サービス基盤の整備について		
		②計画骨子について		
	11月30日	平成 29 年度第 4 回石巻市介護保険運営審議会		
平成 29 年		(1)審議事項		
		①石巻市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画(案)について		
	2月2日	平成 29 年度第 5 回石巻市介護保険運営審議会		
		(1)審議事項		
平成30年		①石巻市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画(案)について		
		・パブリックコメントの実施結果について		
		・前回からの見直しについて		
		・市長への答申について		
		②平成 30 年度石巻市介護保険事業(一般会計・特別会計)当初予算(案)		
		について		

2 石巻市介護保険条例(抜粋)

平成17年4月1日 条例第165号

(審議会の設置等)

- 第14条 介護保険の運営に関する重要な事項を調査し、審議するため、石巻市介護保険運営審議 会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、市長の諮問を受け、次に掲げる事項について調査し、審議する。
 - (1) 介護保険事業計画の策定等に関する事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、介護保険の運営に関する事項

(組織)

- 第15条 審議会は、委員17人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、当該各号に定める数の範囲内において、市長が委嘱 する。
 - (1) 被保険者を代表する者 7人
 - (2) 介護に関する学識又は経験を有する者 3人
 - (3) 介護サービスに関する事業に従事する者 7人
- 3 委員の任期は、3年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第16条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。
- 2 会長は、前条第2項第2号に該当する委員のうちから委員の互選により定め、副会長は、会長 の指名する委員をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第17条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところに よる。

(審議会の運営に関する委任)

第18条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って 定める。

3 石巻市介護保険運営審議会・地域包括支援センター運営協議会委員名簿

任期: 平成29年7月5日~平成32年7月4日

区分	氏 名	地区名	役職名
1号委員	ぁぃざゎ まさすけ 相澤 政助	石巻地区	石巻市老人クラブ連合会副会長
	末 永 晋	河南地区	河南地区民生委員児童委員
	櫻井 美子	河北地区	河北地区民生委員児童委員協議会会長
	西條 笑子	桃生地区	桃生町遺族会婦人部長
	畑山 貫梁	雄勝地区	雄勝地区民生委員児童委員協議会会長
	大内耕一	北上地区	北上地区民生委員児童委員
	水戸和則	牡鹿地区	鮎川第3行政区 行政委員
2号委員	g f g f c f c f c f c f c f c f c f c f		石巻専修大学理工学部教授
	いしづか けいいち 石塚 圭一		石巻市医師会理事
	久我 恵美子		石巻市国際交流協会会長
3号委員	たけなか や す し 竹中 也寸志	石巻地区	特別養護老人ホーム和香園施設長
	遠藤早苗	河南地区	特別養護老人ホーム花水木施設長
	ひ の ひるとし 日野 宏敏	河北地区	(株)とやけの森代表取締役
	ぁ へ としかず 阿部 敏一	桃生地区	せんだんの杜ものう総合施設長
	原律子	雄勝地区	特別養護老人ホーム雄心苑施設長
	阿部 喜治	北上地区	特別養護老人ホームはしうら施設長
	すずき しずえ 鈴木 静江	牡鹿地区	特別養護老人ホームおしか清心苑施設長

※介護保険条例第15条第2項の規定による委員については下記のとおりです。

1号委員:被保険者を代表する者 2号委員:学識又は経験を有する者 3合委員:介護サービスに従事する者